

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年7月29日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7

株式会社SUITTO

代表取締役 磯貝 真次

2 廃止年月日

平成28年6月30日

(上下水道局水道部給水課)